

別紙（第5条関係）

会 議 録

会議の名称	和泉市政治倫理審査会
開催日時	平成21年4月30日（木） 10時00分から12時00分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター 4階 中集会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治倫理審査会委員 丸山会長、清水副会長、中島委員、遠藤委員、鈴木委員、古川委員 ・ 事務局 三井危機管理監、寺西危機管理室長、中浴係長、森口係員 ・ 傍聴人1名
会議の議題	平成21年3月2日に「和泉市長の政治倫理に関する条例」第3条第1項第5号に抵触するとして、調査請求された事案について
会議の要旨	前回の審議会の審議内容、調査請求内容に係る質問事項の回答等をふまえ、市長の再選出馬表明の記者会見の位置づけについて審議を行う。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項	

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（会 長） あいさつ
第1回の審査会において提起された質問事項、確認事項の回答をふまえた審議を依頼する。

審議

（委 員） 前回の審査会において明確でなかったことについては、一定回答をしていただけたと思うが、回答文書に添付されていた資料に、だれが、どこに、配布したものか、文責はだれなのかがよく分からないものがあったので、その取扱いを慎重にしたい。

（委 員） 調査請求者が求めていることは、「条例」第3条第1項第5号の違反事項についてですから、それについて、この審査会が審査をすればいい。事実をふまえ、適用条例をふまえ、調査請求を求めている対象が特定されれば、これは判断をしなければならない。
職員の行為の倫理については、これは本審査会の対象ではないので、除外をする。回答資料に掲載されている甲子園がどうのこうのということについても、求められていることではないので、これに対する判断も必要はない。

（委 員） 今回、品位と名誉を損なう行為を慎むことについての倫理基準が指摘されているが、この基準は解釈も含めて非常に難しい。しかし、ベースとしては、調査請求者が指摘している行為が法律に反する行為になっているか、なっていないかというところから判断していくことになる。

（会 長） もう少し情報がほしいということで、調査請求者や市長等に対して、質問事項を提示し、回答をいただいた。このことをベースとしながら、判断をしていくということが大事ではないかと思うので、一つひとつ事実の確認をしながら、していきたい。

（委 員） 調査請求書がベースとなるが、明確でない部分があるので、今回、調査請求者に対して釈明をしたということになる。その釈明の回答に余分なことが書いてあるから、この余分なことについては対象外とする。添付資料については、少なくとも公用車の使用に関連するものなら、調査の資料にすることはできるが、それ以外のことについては必要ない。

（委 員） 政治活動の範囲とはどこまでをいうのか。

（委 員） おそらく、選挙に関することは全部政治活動で、市長などは政治活動をするのがあたりまえのことで、そのことが前提にされている。だから、政治活動そのものが、政治倫理に反するというのは考えにくい。

（委 員） 地方公務員法という法律があるが、市長は適用外となっている。公務員は政治活動ができないということになっているが、市長は政治活動の制限規程が適用されていないから、市長が政治活動を行ったからといって、なんら違反にはならない。

（委 員） 市長の出馬表明そのものの行為を政治活動ととらえるのか、とらえないのかという問題がある。

（委 員） 選挙の出馬表明は、やはり政治的な活動だと思う。ただ、これが市長の公務なのか、公務外の市長の個人的な政治活動なのかである。公務ということについては若干問題がある。

（委 員） 出馬表明をすることは、市長として当たり前のことで、これは政治活動として当然許容されることである。出馬表明は市長だけでなく、誰でもが可能である。市長の出馬表明自体は政治活動として全く問題はないと思っている。それを公務といわれると若干気になる。

（委 員） 市民との関係において市長が二期も務めるのかどうかは、市民の関心事でもあり、そういうこ

とについて、たんと説明をするということは、政治的活動として発言する以外の行為としてあるように思う。

(委員) 市長の出馬表明は政治活動であるということは納得できるが、それが公務か公務でないかが争点となっている。調査請求者の主張は公務ではないから、職員を同行させたこと、公用車を使用したことは間違っているということである。ここで、何が基準となるのか。

(委員) 調査請求者の主張は、憲法第15条は「全体の奉仕者」だから市長は政治活動をしてはいけないんだということが前提にあるようだが、選挙で選ばれる特別職の公務員は、政治活動するのは当たり前で、政治活動をすること、政党に入り政治活動をすることなどは、全体の奉仕者に違反することになるのかどうか疑問である。憲法第15条にいう全体の奉仕者に違反するということはおそらく成り立たないだろうと思う。

(委員) 憲法第15条第2項は、全体の奉仕者の規定ですので、政治活動と理解しても、地方公務員法の中では市長自身が政治活動をすること自体否定されていないので、なんらこの規定に違反するものではない。

(委員) 特定の人を対象にして出馬表明をしたということではないので、出馬表明そのものは政治活動ではあるけれど、そのこと自体が憲法第15条に反するものではない。

(委員) 直接的な意見ではないが、市長が記者会見に臨むに当たり、市の職員が複数同行したことについて、公務員としてその行為が適切であったかどうか、我々の審査会で問われているのではなく、もうすでに職員の倫理条例で問われて結論が出ているから、同行したことを、再度蒸し返す必要はない。ただ、市長が同行させたということは、市長の行為として適切であったかどうかは議論されなければならない。市長が同行させたのか、それとも職員が自発的に同行したのか、そのところについて、まず共通認識を持ったほうがよい。

(委員) 本審査会は、市長が出馬表明をしたことと、出馬会見をするにあたって、職員を同行させたということが、品位と名誉を損なう行為かどうかを端的に評価すればいい。市長が記者会見をすることは、憲法第15条に違反していないし、市の職員が複数同行したということも地方公務員法第36条に違反していない。

(委員) 市長の出馬表明は政治的行為ではあるが、公務と言えるのかどうか。公務であれば、職員を同行させた行為は全く問題がない。

(委員) 記者会見そのものが政治活動なのか。市長は、議会で出馬表明をしたことの報告に行っている。近隣自治体においても、記者会見をするのは慣例となっているということであるが、そのことから公務ではないのか。

(委員) 記者会見には2つの側面がある。1つは、出馬表明は市長であろうが、なかろうが誰でもできるわけで、出馬表明だけであれば、おそらく市長の個人の行為にならざるを得ないだろう。もう1つは、市長としての記者会見は自分の今まで推し進めてきた政治のあり方を市民に理解してもらうことも含めた要素があるので、公務としての側面があるのではないかと。

(委員) 回答の中で、議会で出馬表明を行ったので、その報告のために記者会見に臨んだとあるが、記者とのやり取りについて報告をいただきたい。

(委員) 現職の市長であるがゆえに、議会で報告したことに関連して、記者からいろいろと聞かれることへの対応は、公的な部分ではないか。

(委員) 出馬表明は、市民が関心を持っていることでもあり、個人的な色彩が強いとしても、公務的色彩も帯びているのではないかとと思う。

(委員) 記者会見の具体的なやり取りが分かる資料がいただきたい。記者がどういう質問をして、それに対して市長がどう答えたのかなどについて。

(会長) 今回の審議の中身をふまえて、次回にご意見をいただきたい。今日はこれで終わります。

前回の審議会の審議内容、調査請求内容に係る質問事項の回答等をふまえ、市長の再選出馬表明の記者会見の位置づけについて審議を行う。